

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び  
 石川県漁業調整規則第11条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
 令和5年3月14日

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	作業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
かご漁業	かご漁業 （べにずわいがに）	1	20トン以上 120トン未満	定めなし	距岸50海里以遠の石川県沖合海域。	10月1日から 翌年7月31日 まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。 ただし漁船使用予定者を含む。 ※ (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年 未満	全支所および出張所

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者  
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和5年3月14日から令和5年3月20日まで